

## 千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

### 1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人VAICコミュニティケア研究所
所 在 地	千葉県千葉市稲毛区園生町1107-7
評価実施期間	平成 29年 11月 10日～平成 30年 2月 21日

### 2 受審事業者情報

#### (1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	生活クラブ風の村わらしこ保育園流山 セイカツクラブカゼノムラワラシコホイクエンナガレヤマ		
所 在 地	〒270-0176 流山市加4-12		
交通手段	東武バス「加二号公園前」より徒歩3分 流鉄「流山」より徒歩10分		
電 話	04-7150-2654	F A X	04-7157-7155
ホームページ	kazenomura.jp 「生活クラブ風の村」ホームページより検索		
経 営 法 人	社会福祉法人生活クラブ		
開設年月日	平成16年4月1日		
併設しているサービス			

#### (2) サービス内容

対象地域	流山市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	11	10	10	15	15	70		
敷地面積	1510.07㎡			保育面積		693.73㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	嘱託医による年2回の内科健診・歯科検診の他、年1回蟻虫・尿・腸内細菌検査実施、毎月身体測定 職員全員腸内細菌検査実施								
食事	生活クラブ生協、無農薬野菜を使用した安心・安全な給食を実施								
利用時間	月～金 7:00～22:00 土 7:00～19:00								
休 日	日曜・祝日 年末年始(12/29～1/3)								
地域との交流	近隣小学校と交流 夏祭り、運動会などへ近隣住民をご招待								
保護者会活動	保護者と職員によるイベント部・バザー部・広報部活動 親父の会が運動会の手伝いなど園のバックアップ								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	15	20	35	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	22	1		
	保健師	調理師	その他専門職員	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	流山市保育課へ直接または園を通して申請		
申請窓口開設時間	流山市の規定による 園へ申請の場合は9：00～17：00		
申請時注意事項	流山市の規定による		
サービス決定までの時間	流山市の規定による		
入所相談	園見学は随時受け付け（電話で申込み）		
利用料金	流山市の規定により保育料が決定される。その他、延長保育料、園外保育費用、おむつ代は別途徴収		
食事料金	保育料に含まれる。但し、夜食250円、土曜日の給食・おやつ代は別途徴収		
苦情対応	窓口設置	設置有り	
	第三者委員の設置	設置有り	

### 3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>&lt;保育理念&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・深い人間愛、自然を育み、お互いを信頼して生きる。</li> <li>・みんなで育ちあい、意欲に満ちて生きる。</li> <li>・一人一人の心、成長する権利を大切にし、対等で自由な世界を作る。</li> </ul> <p>&lt;保育目標&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・押し付け、強制、命令、禁止をやめ、主体性を身に着ける。</li> <li>・大脳科学に則ったリズムあそびを通じ、心身の充実を促す。</li> <li>・描画活動を通じ、個々の感性、表現力を養う。</li> <li>・障がい児、健常児と一緒に暮らし、共生意識を芽生えさす。</li> <li>・一日一杯元気に遊び抜き、心身の充実を図る。</li> <li>・土と水に触れて遊び、人間本来の感覚器官を磨く。</li> </ul> </p> </p>
<p>特 徴</p>	<p>子どもも、親も、職員も、ともに育ちあう保育園作りを目指しています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>「子ども一人一人が主人公になり、充分にからだを動かして活動できる保育園」  <ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭には大きな土山や砂場、木々があり、夏には大小2つのプールも設置されます。園舎のホールでは歌やリズム遊びを行い、園外へ散歩にも出かけます。みんなで楽しく食べる給食やおやつは、安全で旬の素材を使った手作りのものです。</li> </ul> <p>「子どもが心をはずませて仲間と遊べ、生活できる保育園」  <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの身辺自立を促すとともに、春には蝶を追い、秋には木の実をとるといったような、子ども集団が作り出す四季折々の遊びを大切にしています。同時に大人と一緒に経験する掃除や畑作り等でともに共感し、切磋琢磨し合える仲間たちがいます。</li> </ul> <p>「子ども達に自然の素材や、豊かな文化を保証し、子ども達に限りない発達をめざす保育園」  <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの感性や、科学性、創造性などを育てるには、自然の素材に触れたり、豊かな文化に触れたりすることが大切です。子どもに見せる絵や物語はできるだけ文化性の高いものを選び、子ども達がよいものに触れて、発見し、感動し、行動したり、表現していく、そんな保育環境を大切にしています。</li> </ul> </p> </p></p>

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
理念の実現のため大切にしていることを明確にし保育実践に取り組んでいる
保育理念の実現のため、朝のマット運動や歌とリズム遊び、土と水に触れることなどで、一日いっぱい元気に遊びきり、心身の充実を図ることを大切にしている。また、子どもたちに自由に絵を書いてもらうなど、発達過程での表現を大切に描画活動を行っている。食育にも力を入れており、安全な旬の食材を使用した献立で、子どもたちが盛り付けをするバイキング形式とし、食に関心を持つことを大切にしている。職員は園の大切にしていることを理解し、保育実践に取り組んでいる。
子どもの主体性を尊重した保育を実践している
子ども一人ひとりが主人公になり、十分に身体を動かして活動できる保育の実践を目指している。子どもの「やりたい」という気持ちを大切にしており、園庭には砂場や築山など自由な発想で遊び方を工夫する環境を用意している。食事はバイキング形式になっており、子どもたちは自分で食べられる量を皿に取り分けて、クラスごとと友だちなどと一緒に食事を楽しんでいる。園舎はクラスごとの仕切りはなくオープンスペースとなっているため、子どもたちは好きな場所で遊んだり、疲れると床に寝転んだりと思い思いに過ごしている。保育士の見守りのもと、子どもの主体性が十分に発揮できる環境が整っている。
親の会や保護者懇談会などを通して保護者との連携を図っている
保護者を中心とした親の会があり、バザーやイベント、広報などの活動を職員と一緒にやっている。また、父親を中心とした「おやじの会」では、夏場に園庭にプールを設置したり、餅つきや運動会の手伝いなど積極的に協力している。クラスごとの懇談会や月1回開催する勉強会には夫婦で参加する保護者もあり、さまざまな機会を設けて保護者との連携・交流に努めている。
多くの園外行事を行い、さまざまな体験の機会を設けている
園では年間を通じ多くの行事を実施しており、とくに年長児は愛宕山や動物公園への園外保育や、清里高原、霧ヶ峰スキー場、筑波山などにも行っている。園外行事は子どもたちの好奇心や視野を広げ、自然のなかで身体を鍛えるとともに、たくさんの刺激や感動を味わうことのできる貴重な機会となっている。また、仲間と一緒に体験することで子ども同士で工夫したり、喜びも共有することができるなど、心身の充実にもつながっている。保護者アンケートでも、「戸外遊び(園外活動含む)を通して自然や地域に関わり充分楽しんでいるか」の質問に97%が「はい」と回答している。
さらに取り組みが望まれるところ
ヒヤリハット事例を収集して、事故を未然に防ぐ対策が期待される
「一日一杯遊び抜き、心身の充実を図る」という基本方針の実現のため、子どもたちは園舎や園庭で自由に遊べる環境となっている。子どもたちは園庭で、泥んこ遊びや木登りなど思い思いに遊んでいる。年少児は年長児の遊びを真似て行動することが多く、安全面への配慮も必要と思われる。日常的にヒヤリハット事例や小さな気づきについて記録に残し、職員の安全に対する意識づけを行い、事故を未然に防ぐ対策が期待される。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの主体性や自由な発想を大事にする保育では、安全に対する十分な配慮が保育士に求められます。一人一人の子どもの発達の状況をしっかり把握することで子どもの行動を予測することや、安全に対する小さな気づきの積み重ねが大事であると考えます。保育士会議の中にヒヤリハット報告の時間をとり職員で共有していきます。</li> <li>・保育園パンフレットに見学、問い合わせについての記述を追加します。</li> <li>・児童権利宣言等の研修を内部研修で取り組みます。</li> </ul>

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	3	1	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	3	1	
		利用者満足の上昇	13 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	2	1	
		提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	1	1	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0	
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0	
			22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	0	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0	
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0	
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
			子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
	5 安全管理	環境と衛生	29 食育の推進に努めている。	5	0	
30 環境及び衛生管理は適切に行われている。			3	0		
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。			4	0		
6 地域	地域子育て支援	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
		33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
計				125	4	

## 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目  整備や実行が記録等で確認できる。  確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</li> <li>■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) ホームページや保育課程等に園の理念や保育方針などを明記している。理念は、「みんなで育ちあい、成長しあい、意欲に満ちて生きる」、「一人ひとりの心、成長する権利を大切に、対等で自由な世界を創る」と、謳っている。保育実践から園の目指していることの実現に向け、取り組んでいることがうかがえる。なお、パンフレットや重要事項説明書等にも園の理念や保育方針などを記載してもよいと思われる。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 園の目指している保育については日々の保育のなかで伝えたり、文書化した「わたしたちの目指す保育」を職員に配布し、理解を深めてもらっている。年3回の保育総括においても子ども一人ひとりの成長や発達を話し合っており、とくに子どもが好きなように描いた絵を「生活画」として大切にしている。また、保育会議において実践の振り返りを行い、クラス全体やその子の成長を確認するなど、さまざまな場で保育理念や保育方針の実践を全職員で話し合っている。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</li> <li>■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 保育方針は園見学や入園説明会などで丁寧に説明している。年3回のクラス別の懇談会では担任が子どもの様子を伝えたり、クラスだよりで保育の内容を知らせている。保護者が中心となっている「わらしこ親の会」は職員も会員であり、保育方針を伝えながら一緒に活動している。また、年度途中に入園する子どももおり、前園とは保育の違いもあるため保育方針を丁寧に説明し、保護者が迷わないよう配慮をしている。</p>		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 事業計画の策定にあたっては、法人及び園の方針案を職員に提示し意見を聞き決定している。法人は活動方針として「安心システム」を定めており、園でも同様に重点課題として「安心システム」の活動を掲げている。そのほか、保育の質の向上や人材確保・人材育成、そして、マニュアルの活用を課題として挙げている。とくに保育では、乳幼児期の人とのつながりや心の育ちを大切にした「土台の育ち」を基本に据え取り組んでいる。なお、園の事業計画は法人の事業計画の中に盛り込まれているが、園として別紙にまとめると分かりやすく職員にも説明がしやすいと思われる。</p>		
5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するにあたっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各計画の策定にあたっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</li> <li>■ 年度終了時ほもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> <li>■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 園の案件は各部署のリーダー職員と園長で構成する連絡会議で検討している。決定した内容は保育会議や延長保育士会議、給食会議などで周知を図り、会議に参加していない職員は議事録などで内容を確認している。年度の事業計画についても途中で振り返りを行い、法人にも報告している。事業計画の内容はより具体化すると振り返りがしやすくなると思われる。また、振り返りでは成果や課題を明確にして事業計画を推進することが期待される。</p>		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。</li> <li>■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 園長は連絡会議をはじめ園内の各種会議に出席し、園の方針や自らの思いなどを伝えたり、学ぶ機会を多く持つために職員を外部研修に派遣したり園内研修を充実させている。職員の育成にも取り組み、主任や園長が個人面談を行いながら一人ひとりの支援を行っている。また、園長も保育に関わっており、子どものことを話し合うときは「子どもを真ん中」にして、さまざまな意見を保育士会議などにあげることに努めたり、年度初めの「入園・進級を喜ぶ会」では改めて保護者に保育方針や自らの考えを述べている。園では目指している保育を文書化しており、その実現に向け園長はリーダーシップを発揮している。</p>		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</li> <li>■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 法人の行動基準小冊子には、法人が求める職員像や保育の基本姿勢などを明記し、全職員に配布している。また、個人情報保護規定が整備されており、その都度職員に対しては園としてのルールを説明したり、見学者名簿も他の保護者の名前が見えないようにするなど、意識しながら業務を行っている。なお、個人情報保護方針は園においても研修等で改めて確認することも望まれる。</p>		

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人材育成方針が明文化されている。</li> <li>■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
(評価コメント)職務分掌表を作成しており、各職責ごとの役割が明確になっている。また、人事考課制度があり、考課では社会人としての基礎や業務遂行などを半年ごと評価し、結果については一時評価者がフィードバックしている。また、評価の公平性を担保するため法人では考課調整会議があり、評価の視点などを話し合っている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている</li> <li>■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。</li> </ul>
(評価コメント)有給休暇の消化や時間外の労働時間は勤怠システムで確認できている。希望休制度があり、現場の職員同士で相談しながら休暇を取得している。また、職員の悩みなどは主任や副主任などが相談に乗ったり、メンタルヘルスに関する法人研修が実施されている。そのほか、法人として共済会に加入したりサークル活動を認めるなど福利厚生に取り組んでいる。園でも親睦会を行うなど職員間の交流を図っている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
(評価コメント)法人の年間研修計画があり、経験年数や役職別、重点実施項目研修に該当する職員を派遣している。また、園内研修では保育の振り返りや実践について話し合っている。新人職員には園長が指導者として付き、基本としている保育を学んでもらっている。職員個別の育成については、人事考課とともに、「自己点検表」をもとに今期のアピール点や反省点、次期の目標などを立ててもらい、年2回の育成面接で取り組みを支援している。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。</li> <li>■日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
(評価コメント)クラスごとの仕切りがなく、保育士間で言動が見えやすい環境にある。日々の保育では子どもの手首を掴むのではなく手を握ることを心掛けたり、子どもの話をしっかり聞くことも大切にしている。なぜこのような対応がいけないのか、保育会議でベテラン保育士を含め伝えている。また、毎朝マット上で子ども一人ひとりにマッサージなどをしながら全身状態を視診するなど、子どもの状況の把握に努めている。今後は、児童憲章や子どもの権利条約などの読み合せなども期待したい。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li><input type="checkbox"/>職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
(評価コメント)法人のホームページに個人情報の適用範囲や利用目的、開示・提供について掲載している。園の重要事項説明書にも「個人情報の取り扱い」について載せており、個人情報の漏洩防止や子どもの情報を提供する場合には保護者の承諾を得ることを明記している。職員は入職時に機密保持や個人情報保護に関する誓約書を提出しており、実習生やボランティアには口頭で説明している。子どもの写真の使用については、肖像権に係る承諾確認書で保護者の同意を得ている。		
13	利用者満足向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
(評価コメント)法人の自主監査を受ける仕組みがあり定期的に立ち入り調査を受けており、指摘された「利用者の処遇」について改善に取り組んでいる。同時に「利用者アンケート」も実施しており、保護者意見などからできることは改善に取り組んでいる。保護者の意向は送迎時や懇談会、個人面談などで聞き取っている。また、親の会の活動などは家族との関係づくりに活かしている。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
(評価コメント)相談・要望・苦情の窓口や第三者員の氏名や連絡先を明示し、重要事項説明書や園内に掲示している。意見や苦情を受け付けた場合は会議録に記録し職員に周知を図り、対応策については園長が申出人にフィードバックしている。なお、苦情解決の体制については毎年の保護者懇談会などでも説明し、周知を図ることが期待される。		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>□ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
(評価コメント) 保育課程に基づいた年間保育計画が策定され、大まかな月案や週案に展開されている。年3回保育総括を行って保育内容について保育士会議で話し合い、クラス別にまとめている。保育については、日々反省を行いながら質の向上を目指している。		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■ マニュアル見直しを定期的に行っている。</li> <li>■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
(評価コメント) 法人の業務マニュアル(カゼグラム)の策定に参画し、園のマニュアル作りは職員参加のもと行っている。現在、保育や厨房、子育て支援センターなど部署ごと見直しを行っており、現場で使えるマニュアルとなるよう取り組んでいる。新人職員には子どもの安全に関するところを優先的に教育し、マニュアルをよく確認することを伝えている。プールの時期や行事の前には、マニュアルを職員間で読み合せ計画を立てている。職員の参画のもとマニュアルを見直ししており、今後の取り組みが期待される。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
(評価コメント) 見学は入園希望者の希望を優先し日時を設定しており、子どもの様子がよくわかる午前中に実施している。見学の際は保育方針などを伝えながら子どもの表情を見られている。また、保育方針を理解して安心して入園できるよう説明し、質問にも丁寧に答えている。なお、パンフレット等に問い合わせや見学に対応できることを明記することもよいと思われる。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</li> <li>■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■ 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
(評価コメント) 入園説明会を開催し、重要事項説明書や文書(「私たちが目指す保育」)、パンフレット等を一つのファイルに入れて渡して順番に読み上げ説明している。持ち物などは、実際に使用しているものを見せようとしている。また、0歳児は離乳食の進み具合やアレルギーの有無などについても確認している。保護者には重要事項の説明に関して同意書を得ている。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下で作成されている。</li> </ul>
(評価コメント) 保育課程は園長、主任、保育士が中心となり作成し、理念・方針・目標などとともに養護や教育の方針など盛り込んでいる。年齢別の保育課程は毎年見直ししており、見直しの中で理解を深めたり、クラスミーティングで内容を確認している。		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
(評価コメント) 保育課程に基づいて、おおまかな月案や週案が作成されている。実践については、年3回の保育総括を行い振り返っている。子ども一人ひとりの発達や個別の計画については、保育士会議で話し合い反省を行いながら取り組んでいる。園は現在、子どもの実態に即した具体的なねらいや配慮事項など、個別指導計画で明確にした上で保育に取り組んでいる。		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■ 好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
(評価コメント) 子どもの自発性を大切に考えており、園庭には砂場や築山など自由に遊べる環境を用意している。また、水道を多く設置しており、子どもたちは水を使って、泥んこ遊びや築山から砂場まで大きな川を作るなど、自由な発想で工夫しながら遊んでいる。小さい子どもが座った位置からでも園庭が見える作りになっており、興味を持ってばすぐ外に出られるようになってきている。園舎はクラスごとの仕切りはなくオープンスペースになっているため、子どもたちは好きな場所で友だちと遊んだり、疲れると床に寝転んだり思い思いに過ごしている。		



22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。</li> <li>■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</li> </ul>
(評価コメント)散歩では近くの川の土手や公園に出かけ、季節の草花を見つけたり木の実を拾ったりなど、自然に触れる機会を設けている。拾ってきた木の実でリースやモビール作りも楽しんでいる。園外保育では電車などの公共交通機関を利用して、電車の乗り方や優先席の意味など公共のマナーを学んでいる。園外保育では登山やスキーなども行っており、自然の不思議さや感動を体験して欲しいとしている。また、地域住民の協力を得て、野菜作りや栗ひろいなどを実施しており、今年の夏祭りでは近隣住民を招待するなど地域との交流にも努めている。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>
(評価コメント)園舎はオープンスペースとなっており、年少児は年長児の行動を見て真似をしながら育ち、年長児は年少児の面倒をみるという関係が自然に生まれている。年長児はホールの雑巾がけ、トイレや下駄箱の掃除などの当番活動も行っている。けんかやトラブルが発生した場合は、安全面に配慮しながらしばらく様子を見守り、子ども同士で解決できるように援助している。けんかになった両方の子どもから意見を聞いた上で、思いを代弁するなどお互いの気持ちが分かり合えるように支援している。2歳頃からは遊びを通して順番を守るなどの社会的ルールについても伝えている。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
(評価コメント)園では特別な配慮が必要な子どもも、仲間の一人として子どもたちが受け入れ、共に育ち合っていて欲しいとしている。補聴器を使用している子どもには、声かけの方法などに留意しながら、他の子どもたちと一緒に遊べるように配慮している。障害の特性に応じては、療育機関や医療機関などに出向き、摂食指導や作業療法などのアドバイスを受けることもある。今後は個別の指導計画に基づいた対応と実践について記録に残し、職員全体で共通理解を図りながら取り組むことも期待される。		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> </ul>
(評価コメント)保育士間の引き継ぎは、口頭や必要に応じてメモにして申し送っている。保護者には降園時に口頭で伝えたり、年齢に応じて個人ノートや保育日誌などを用いて保育時の様子を伝えている。延長保育の時間帯は、緊張感がゆるみ事故が起こりやすい時間帯でもあることから、安全面に配慮して見守りを主にした保育を行っている。生活リズムの中では睡眠の時間を重要と考えており、希望者には夜食を提供したり、迎えの時間によっては入浴を提供するなど、帰宅後に十分な睡眠時間が確保できるように配慮している。延長保育士会議においては、救命講習や感染症対応などの研修を行っている。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。</li> </ul>
(評価コメント)保護者とはクラスごとの懇談会を年に3回実施して、子どもの様子や園の取り組みを伝えるなど交流を図っている。また、懇談会に参加できない保護者や相談がある場合には個別面談を行うなど、保護者の状況に応じて柔軟に対応している。保護者を中心とした親の会があり、バザーやイベント、広報などの活動を職員と一緒にしている。地域の小学校や保育園などの集まりでは、就学に向けた情報交換や勉強会を行っている。また、園では地域の小学生の職場体験を受け入れており、地域との交流の機会を設けるように努めている。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
(評価コメント)年に2回、嘱託医による健康診断を実施している。登園時には、子どもの就寝と起床時間、朝食の内容、体温などを保護者に記録してもらい、健康状態を把握している。保育士が毎朝、マット上で子ども一人ひとりにマッサージや回転運動を行っており、子どもの体調や皮膚の状態を確認している。マッサージを行うことで血流の促進と、スキンシップを図る機会にもなっている。園ではリズム遊びを取り入れており、寝返りやしゃがむ動作など、年齢に応じた運動機能の発達を促すプログラムとなっている。		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
(評価コメント)感染症の流行期前には、マニュアルに沿って対応方法や必要な備品などを確認している。保育中に体調不良などで受診が必要な場合は、保護者に連絡して迅速に対応している。感染症の発生予防として、流行期前には手洗いやうがいの方法について子どもたち伝えたり、外部から持ち込まないために、外遊びの後はシャワーを浴びるなどしている。感染症の発生の情報については、保育日誌や掲示板などで保護者に伝え、感染症の拡大防止の協力を求めている。		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しむように工夫している。</li> </ul>
(評価コメント)安全な旬の食材を使用して、野菜を中心とした献立を提供している。数種類の野菜は煮物や和え物など調理方法を工夫しており、咀嚼を促すため歯ごたえのある物も提供している。食事はバイキング形式になっており、子どもたちは自分で食べられる量を皿に取り分けて、クラスごとに友だちなどと一緒に食事を楽しんでいる。食物アレルギー児に対しては別途食事を用意しており、体調不良の場合は状態に応じて粥などを提供している。厨房はガラス越しに中の様子が見えるようになっており、調理をする人と会話をしながら食への関心や食べる意欲が育つように工夫している。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
(評価コメント)園舎の床は足触りが良く、断熱効果のある桧材を使用している。園庭への開口部は広がっており、日差しが園舎の中まで差し込み、風も通りやすい作りになっている。年長児は毎朝、保育士と一緒に雑巾がけを行っており、汚れが気になる場合は保育士が都度掃除をしている。食事の前の手洗いは年少児は保育士と一緒にやっているが、年長児になると子どもの自主性に任せているため、手洗いの確認は十分とは言えない。今後は食事前の手洗いの声かけについても配慮が望まれる。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
(評価コメント)事故発生時の対応マニュアルを整備し、保育士には対応方法について周知している。事故発生時には関わった保育士、主任、園長で対策会議を開き、事故の原因、対策などについて話し合っている。病院受診の必要が生じた事案については、事故報告書にあげており、ヒヤリハット報告は、保育、厨房などの部署別の会議で内容を検証し、対応策につなげている。また、園舎や園庭の安全については、チェックリストを用いて定期的に確認している。子どもたちは園舎や園庭で自由に活動できる環境であるため、日常的にヒヤリハットにつながる事例を収集して、職員の安全に対する意識づけと事故を未然に防ぐ対策が望まれる。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
(評価コメント)火災や自然災害など想定を変えて、月に1度避難訓練を実施している。地震想定の際には、子供たちは防災頭巾と足元をガラスの破片などから守る避難靴を着用して、園庭までの避難と安否確認までの流れを確認している。また、登園時にはタイムカードがあり、避難時の子どもの安否確認にも活用している。訓練後には総括を行い、改善点があれば次回につなげるようにしている。災害時にはSNSで保護者に情報を伝えることになっており、年に数回SNSによる発信と確認訓練を実施している。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
(評価コメント)園内には子育て支援センターが併設されており、毎日25組前後の親子が利用している。支援センターでは電話での育児相談、子育てや離乳食などについての講習会を実施している。また、園庭での泥んこ遊びや園舎ホールでの親子リズム遊びなど、保育所機能を開放し子育て家庭に交流の場を提供している。センターの職員と利用者とのコミュニケーションは良好であり、日常的な関わりの中で地域の子育てニーズを把握して、妊産婦も含めて必要な助言や情報などを提供している。今後は発達障害などの子どもたちに、必要なサポートができるような役割を担っていきたいとしている。		